

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 26日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



提出者

住 所 茨城県龍ヶ崎市向陽台5丁目6番3号
氏 名 プライムデリカ株式会社
龍ヶ崎工場長 山口太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0297-62-5550

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	プライムデリカ株式会社 龍ヶ崎工場
事業場の所在地	茨城県龍ヶ崎市向陽台5丁目6番3号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	食品製造業 そう(惣)菜製造業
② 事業の規模	売上高 9,312百万円
③ 従業員数	820名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	○廃プラスチック類 ⇒ 焼却 ⇒ 埋立 ○廃プラスチック類 ⇒ 破碎・圧縮 ⇒ リサイクル販売 ○動植物性残さ ⇒ 発酵 ⇒ 飼料販売 ○動植物性残さ ⇒ 焼却 ⇒ 埋立 ○金属くず ⇒ 破碎 ⇒ リサイクル販売 ○ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⇒ 破碎 ⇒ リサイクル ○蛍光灯、廃電池類 ⇒ 破碎 ⇒ リサイクル販売 ○廃油 ⇒ 加熱、脱水、遠心分離 ⇒ リサイクル販売 ○木くず ⇒ 破碎 ⇒ リサイクル販売

(第 2 面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・管理組織：工場長を責任者とし、その下に製造部、品質管理課、商品開発課、施設課、仕入課が並列されている。廃棄物の管理は仕入課が担当。
- ・教育研修：社員に対しては直近の廃棄状況を隨時連絡し、共通認識としながら減量意識を高めている。パート従業員については、掲示、朝礼等で分別廃棄の方法を指導している。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類
	排 出 量	1379.1 t	427.052 t
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
	排 出 量	1.834 t	0.134 t
	産業廃棄物の種類	蛍光灯	廃電池類
	排 出 量	-	0.02 t
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排 出 量	-	
(これまでに実施した取組)			
歩留り改善、廃棄ロス低減活動、歩留り・品質改善野菜の購入 野菜くずの飼料化・販売、廃プラスチック類の洗浄			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類
	排 出 量	1365.0 t	423.0 t
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
	排 出 量	1.8 t	0.13 t
	産業廃棄物の種類	蛍光灯	廃電池類
	排 出 量	0.01 t	0.019 t
	産業廃棄物の種類	木くず	
(今後実施する予定の取組)			
野菜くず肥料化機械の定期メンテナンスで処理継続運用 汚れていない廃プラスチック分別、売却。 シュークリーム皮の売却。残渣量の低減。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣：野菜くず、パン耳、その他で選別 金属くず：リサイクルとして取引可能なものを選別 廃プラスチック：R P F 化素材の洗浄を行う
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣でスポンジ類を引き取り可能なものを選別する。 廃プラスチックの内汚れていない素材は分別後に売却を行う予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	-	
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	-	
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	133.45 t	95.28 t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜くずを乾燥させ飼料業者へ販売 ・廃プラスチックの洗浄を行い売却 		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	132.1 t	94.3 t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・現状継続、処理設備のメンテナンスを定期的に行い 洗浄、乾燥化を一定量処理できるようにしていく ・シュークリーム皮、スポンジ類の引き取り可能なものを 分別後に売却を行う 		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	
		(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類
	全処理委託量	1245.65 t	331.772 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	-	14.892 t
	再生利用業者への 処理委託量	1175.61 t	216.81 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	-	44.98 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	70.04 t	64.86 t
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートく ず、陶磁器くず
	全処理委託量	1.834 t	0.134 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1.834 t	0.134 t
	再生利用業者への 処理委託量	1.834 t	0.134 t

① 現状	産業廃棄物の種類	蛍光灯	廃電池類
	全処理委託量	-	0.02 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	-	0.02 t
	再生利用業者への 処理委託量	-	0.02 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	-	-
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	-	-
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	-	
	優良認定処理業者への 処理委託量	-	
	再生利用業者への 処理委託量	-	
	認定熱回収業者への 処理委託量	-	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	-	
(これまでに実施した取組)			
再生利用、熱回収業者への委託			

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類
	全処理委託量	1233.0 t	320.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	-	14.7 t
	再生利用業者への 処理委託量	1163.8 t	214.6 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	-	44.5 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	69.3 t	64.2 t
	産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず、コンクリートく ず、陶磁器くず
	全処理委託量	2 t	0.14 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2 t	0.14 t
③ 実績			
④ 結論			

	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	0 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	-	
	再生利用業者への 処理委託量	-	
	認定熱回収業者への 処理委託量	-	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	-	
(今後実施する予定の取組)			
現状を継続していく為、 現行の処分業者より近郊の業者が適切であれば変更も検討する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。